

総務委員会資料

平成26年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第2号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

資料 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の概要について

参考資料 川崎市職員の給与に関する条例等新旧対照表

平成26年2月13日

総 務 局

議案第 2 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 勤務 1 時間当たりの給与額の算定の基礎となる給与の変更

自宅に係る住居手当を廃止することにより、勤務 1 時間あたりの給与額の算定の基礎となる給与から住居手当を除外するもの（給与条例第 8 条、第 1 2 条）

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給

新型インフルエンザ等対策特別措置法により、新型インフルエンザ等緊急時事態措置の実施のため本市に派遣された、国及び他都市等の職員に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとするもの（給与条例第 2 条、第 1 6 条の 6）

※支給対象業務：まん延の防止に関する措置、医療等の提供体制の確保に関する措置等の新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のための業務

※支給額（災害派遣手当と同額）

利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又はこれに準 ずる施設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

3 大規模災害からの復興に関する法律に基づく災害派遣手当の支給

大規模災害からの復興に関する法律により、復興計画の作成等のため本市に派遣された、国及び他都市の職員に対して災害派遣手当を支給することとするもの（給与条例第 1 6 条の 6）

※支給対象業務：復興計画の作成、復興整備事業の実施等のための業務

4 附則

- (1) 公布の日から施行。ただし、第 8 条及び第 1 2 条の改正規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日施行（第 1 項）
- (2) 次の条例の一部改正
 - ア 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第 2 項）
 - イ 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（第 3 項）